

介護サービス事業者の業務管理体制整備に係る届出について

介護サービス事業者（以下「事業者」という。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められ、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることが必要です。

また、行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築されておりますのでご利用ください。

なお、届出は、**業務管理体制の整備に関する届出システム**又は**メール**から行ってください。

※持参、郵送、ファックスでは受付できません。

※届出先は事業所の所在地を基準として区分されます。様式や届出先等の詳細は川口市ホームページをご参照ください。

【川口市ホームページ】

川口市ホームページ→組織から探す→福祉部→介護保険課→介護事業者向け情報→事業者指定関係情報→業務管理体制の届出・介護サービス情報公表制度

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/050/2/jigyoushasitei/20194.html>